

## 街路灯、サインゲートへの広告物掲載規定

会員及び一般事業者が街路灯、サインゲートへの広告物を掲載するには、以下の規定を遵守してください。

1. 掲載を希望する場合、前もって組合所定の使用許可証を提出し、理事会及び担当理事の許可を受けて下さい。
2. 使用規定を遵守し、取り付け及び取り外しは十分気をつけ、通行人及び通行中の車等に迷惑のかからないように行うこと。  
尚、通行人及び通行中の車等に損害を与えた場合は、掲載者が責任を持って対応すること。
3. 政治活動、宗教活動及び公序良俗に反することには利用できません。
4. 使用後は現状復帰をすること。
5. 使用料金は下記の通りとする。

### 使用料金表

項目	期間	会員料金	一般使用料金
サインゲート(横断幕)	1ヶ月	50,000/1張り	200,000 円/1張り
街路灯(バナー)	1ヶ月	3,000/1本	5,000 円/1本